

## 福井海区漁業調整委員会指示第3-5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福井県沖合海域におけるわたりがに（がざみ）の採捕について、次のとおり指示する。

令和3年6月16日  
福井海区漁業調整委員会  
会長 小林 利幸

### 第1 禁止期間

5月1日から6月30日までの期間は、わたりがに（がざみ）を採捕してはならない。

### 第2 体長（甲幅）制限

甲幅13センチメートル未満のわたりがに（がざみ）は、採捕してはならない。

### 第3 指示の有効期間

令和3年7月1日から令和6年6月30日まで